

鳴く虫がつなぐ桂川流域生態系ネットワーク協議会 規約

(名称)

第1条 本会は「鳴く虫がつなぐ桂川流域生態系ネットワーク協議会」(以下、「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、桂川流域において、多様な主体の連携・協働により、野草が花咲き、虫の音が響く自然環境を保全・再生するとともに、鳴く虫文化を継承し、地域・人づくりに活かすことを目的とする。

(協議・検討等事項)

第3条 協議会は、次の各号について協議・検討等を行う。

- (1) 桂川流域における鳴く虫を指標とした自然環境の保全・再生の方策に関すること
- (2) 桂川流域における鳴く虫を指標とした地域振興・経済活性化の方策に関すること
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織構成)

第4条 協議会は、別表に掲げる者(以下「委員」という。)をもって構成する。

2 協議会には会長及び副会長を置くものとする。会長、副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代理する。

5 委員の変更は、会長が委員に確認の上、都度認めることができる。

委員の任期は、委員就任の日からおおむね2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議の開催)

第5条 協議会は、会長が召集する。

2 委員は、指名した者をその代理として協議会に出席させることができる。

3 会長は、必要に応じて委員以外の者の協議会への出席を求めることができる。

(ワーキング)

第6条 第3条第1項各号に掲げる事項を具体的に推進するために、主要課題に関する検討を行うワーキングを置くことができる。

2 ワーキングの開催にあたっての議事、構成等、運営上必要な事項については、開催の都度、事務局が定めるものとする。

3 ワーキングは、必要事項について経過及び結果を協議会に報告する。

(会議及び資料の取り扱い)

第7条 協議会は、生物の保護上または個人情報の保護上支障がある場合を除き、原則として公開とする。

2 協議会で使用した資料は、委員に確認の上、公開することができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(附則)

本規約は、令和5年2月20日から施行する。

(別表) 鳴く虫がつなぐ桂川流域生態系ネットワーク協議会 委員名簿

部門	所属	氏名
学識者	徳島大学 大学院社会産業理工学研究部(理工学域) 教授	鎌田 磨人
	伊丹市昆虫館 館長	坂本 昇
	国立研究開発法人土木研究所 流域水環境研究グループ長	中村 圭吾
	京都先端科学大学 バイオ環境学部 教授	丹羽 英之
	京都大学 大学院地球環境学堂 准教授	深町 加津枝
	兵庫県立人と自然の博物館 自然・環境再生研究部 主任研究員	八木 剛
自治体	京都市長	
行政機関	京都府 建設交通部長	
	農林水産省 近畿農政局 農村振興部長	
	国土交通省 近畿運輸局 観光部長	
	環境省 近畿地方環境事務所長	
	環境省 自然環境局 京都御苑管理事務所長	
	国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所長	
団体等	一般社団法人自然環境文化推進機構 理事 兼 事務局長	平野 雅章
	公益社団法人京都市観光協会 専務理事	奥井 拓史
	株式会社京都銀行 執行役員 兼 公務・地域連携部 部長	秦 英正
	京都信用金庫 総合企画部 部長	村瀬 修一
	京都中央信用金庫 執行役員 兼 地域創生部 部長	関本 陽一

(令和6年6月時点)